

平成29年度 石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

平成29年8月31日（木）

開会 13時35分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 鎌田英暢	○		
委員 門馬富士子	○		教育長職務代理
委員 松尾拓也	○		
委員 山本由美子	○		
委員 永山隆繁	○		

○会議出席者

役職名	氏名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	松 井 卓
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	田 村 和 人
浜益生涯学習課長	笹 富 雄
教育支援センター長	開 発 克 久
特別支援教育担当課長	森 朋 代
市民図書館副館長	清 水 千 晴
学校給食センター長	小 島 工
生涯学習部参事（指導担当）	照 山 秀 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- 議案第 1 号 平成 29 年度一般会計予算（第 3 号補正）について【非公開】
- 議案第 2 号 平成 30 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第 3 号 平成 30 年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第 4 号 平成 30 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について
- 議案第 5 号 平成 29 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 協議事項

- ① 教育委員会の点検・評価（平成28年度分）について（継続協議）

日程第 5 報告事項

- ① 給食費の12月期の納期の変更について（パブリックコメントの結果）
- ② 市民図書館の利用に関するアンケート（案）について
- ③ 「第 7 回科学の祭典in石狩」の開催について

日程第 6 その他

日程第 7 次回定例会の開催について

開会宣告

（鎌田教育長）それでは定刻になりましたので、ただ今から平成 29 年度教育委員会会議 8 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(鎌田教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 平成 29 年度一般会計予算 (第 3 号補正) について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「平成 29 年度一般会計予算 (第 3 号補正) について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 4 号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありますか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

議案第 2 号 平成 30 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

(鎌田教育長) 次に、議案第 2 号「平成 30 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」提案をお願いいたします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 2 号「平成 30 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」でございます。市内の小学校で使用いたします教科書につきましては、第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会の協議に基づき、平成 26 年 8 月の教育委員会会議で採択し、平成 27 年度から 30 年度の 4 年間使用することとなっておりますけれども、使用する年度ごとに採択する必要があるとされておりますので、そのための議決を求めるとともに平成 30 年度から新たに「特別の教科 道徳」の授業が始まることに伴い、道徳の教科書を新たに採択しようというものでございます。詳細につきましては、佐々木学校教育課課長からご説明をいたします。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第2号「平成30年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案資料2ページをご覧ください。ただ今、佐々木部長より説明がございましたとおり、現在、市内小学校で使用している小学校用教科用図書につきましては、平成26年に「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定した図書を毎年度教育委員会会議において採択をいただき、平成27年度から平成30年度まで同一の教科用図書を使用することとしております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定では、政令で定める期間、こちらが4年間となりますが、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされていることから、平成30年度に使用する教科用図書について、お示ししている一覧のとおり現在使用している教科用図書について採択をお願いするものでございます。なお、今年度の採択に当たりましては、例年採択いただいている教科用図書に加え、新たに「特別の教科 道徳」の教科用図書が追加されております。これは来年度、平成30年度から「道徳」が特別教科化されることに伴い、「特別の教科 道徳」で使用する教科用図書を選定するため、管内教育委員会で選任された7名で構成する、採択教育委員会協議会において本年5月以降4回にわたり、検討協議を進めてきたものでございます。この間、学校関係者や学識経験者及び保護者から成る調査研究委員会を設置し、8社66冊の教科用図書について調査研究され、その内容が8月2日開催の採択教育委員会協議会において報告されたところでございます。これらの調査研究の報告を踏まえて協議を行い、今回、議案にお示ししている光村図書出版が選定されたところでございます。選定理由といたしましては、①いじめの問題について、学校で実際に起こりうる事象を題材として取り上げ、その時の気持ちや行動を考える活動等を通して、「いじめをしない・させない・見過ごさない力」を系統的に育成できる内容となっていること。②学習のねらいを明確にする「キャラクターによる問いかけ」や主体的に考え、話し合うための問いを示す「考えよう」、学習したことを次の行動につなげる「つなげよう」を配置し、児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などをはぐくむことができるように工夫がされていること。③視覚的に子どもの興味を引く漫画形式の教材を取り上げたり、当該学年や上の学年の配当漢字には全てふりがなを付したり、教材の内容を補足する説明を加えたりするなど、全ての子どもが教材について考えを深められるよう使用上の配慮がなされていること。④「学習のまとめ」の区切りに道徳で学んだことを記録する「学びの記録」を配置し、自らの道徳的な成長を実感したり、新たな課題や目標を持ったりすることができるよう、自らを振り返るための工夫がされているというものになってございます。「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会」

において協議、選定されました「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては平成30年度から2年間使用することとなっております。以上、現在、使用している小学校用教科用図書に加え本年度「特別の教科 道徳」の教科用図書について採択のご審議をお願いするものでございます。私から以上です。

(鎌田教育長) ただ今、提案の説明がありました、この件につきまして何か提案がございましたらお受けしますがいかがでしょうか。

(門馬委員) 道徳の教科書については、2年間使用するというご説明でした。これだけが2年間で、それ以外の教科書は30年度末までということで、改めて検討して選ぶということによろしいでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 来年度の平成30年度につきましては、小学校における教科用図書の採択を行う年となっております、「特別の教科 道徳」を除く各教科書を採択することになります。平成32年度より新学習指導要領に変わることから教育課程の実施に伴う教科書の部分につきましては、前年度の平成31年度には「特別の教科 道徳」を含めた教科書について、新たに採択することとなります。

(鎌田教育長) 他の教科書は1年限りということですか。

(佐々木学校教育課長) 平成32年度から新学習指導要領に移行することに伴って、1年間限りの教科書が新しく出てくるかどうかも含めて、今後協議されることとなっております。

(門馬委員) ちょうど今、過渡期にあたるんですね。わかりました。

(鎌田教育長) よろしいですか。他にありますか。

(松尾委員) 第1地区教科用図書採択協議会の構成について、確認の意味で教えてください。

(佐々木学校教育課長) 第1地区教科用図書採択協議会につきましては、構成市町村といたしまして、全部で7市町村ありまして、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村となっております。

(松尾委員) 先生方も基本的には石狩管内で異動されるなかで、共通の教科書を

使いましょうということになっているのですが、今回の道徳の教科書の採択にあたって、教科書展示は行われたのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 教科書展示会につきましては、市民図書館では休館日を除いた6月16日から7月2日までの間、その他、厚田保健センター、石狩市民図書館浜益分館においてもそれぞれ14日間開催しました。

(松尾委員) ご意見等ありましたか。

(佐々木学校教育課長) はい。25名の方からご意見をいただきました。肯定的なもの、否定的なものがございしますが、一部をご紹介いたしますと、肯定的な意見としましては、「人権・平和・共生の大切さを教える教科書を採択してほしい」、「身近な人や世界の人で苦境にある人を命がけで守る人々の話や、世界に向けて命の大切さや、人権の大切さが取り扱われているものが良い」、「自分達の生活に添って書いてあり、1年生にも分かりやすい」などの意見がございました。否定的な意見としましては、「歴史的な評価が定まっていない現職の政治家を道徳の教科書に載せるのは不適切である」、「オリンピック選手のメダルを持った写真など国を前面に出す必要は感じない」というようなご意見をいただいております。

(松尾委員) 私も拝見させていただきましたが、正直なところそれぞれ出版社によってかなり幅があるなというのが率直な印象です。今回は、光村図書出版の教科書を採択しようというところですが、今後においても各市町村で先生方や保護者等、様々なご意見をいただきながら、どれかの教科書を決めるということなので、内容のほかにもどうやって決めていくかというプロセスも大事であると思っています。今回も随分多くの方からの声を寄せていただいて、それを参考にして決めていただいたということですが、今後もそのような姿勢を続けていただいて、どういう採択の仕方が良いのか、我々委員も含めて考えていかなければならないと思ったところです。以上です。

(鎌田教育長) ありがとうございます。他の委員さん何かございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第2号につきましては、原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第3号 平成30年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

(鎌田教育長) 次に、議案第3号「平成30年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」提案をお願いいたします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第3号「平成30年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」でございます。これは議案第2号と同様に、市内の中学校で、平成28年度から平成31年度の4年間使用することとなっております教科用図書の平成30年度の使用について、採択のための議決を求めるものでございます。詳細につきましては、佐々木課長からご説明いたします。

(佐々木学校教育課長) 続きまして私から、議案第3号「平成30年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。資料3ページをご覧ください。先ほどの議案第2号と関連した内容となっておりますが、現在、市内中学校で使用している中学校用教科用図書につきましては、小学校から1年遅れの平成27年に第1地区教科書採択教育委員会協議会で選定された図書を毎年度教育委員会会議において採択をしていただき、平成28年度から平成31年度まで同一の教科用図書を使用することとしております。先ほどの議案第2号の小学校用教科用図書の採択と同様に、中学校で平成30年度に使用する教科用図書につきましても、お示ししている一覧のとおり現在使用している教科書について採択をお願いするものでございます。なお、中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、小学校から1年遅れの平成30年度の採択となっております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただいま、議案第3号について事務局からご説明がありました。何かご質問等ございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 質疑等がないようですので、議案第3号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第3号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第4号 平成30年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

(鎌田教育長) 次に議案第4号「平成30年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」事務局から提案お願いいたします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第4号「平成30年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」でございます。平成30年度に小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書及び検定済み教科用図書以外の一般図書について、議案第2号及び議案第3号と同様に平成30年度分の採択のための議決を求めるものでございます。なお今回、一般図書が9つ追加されていますけれど、これも第1地区教科書採択教育委員会協議会の協議を通して検定されていることを申し添えます。これにつきましては、佐々木学校教育課長からご説明いたします。

(佐々木学校教育課長) 私から議案第4号「平成30年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案資料につきましては、4ページから9ページとなっております。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書とは、いわゆる特別支援学級において使用する教科用図書でございます。一般に教科用図書につきましては、学校教育法第34条第1項の規定により、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定されておりますが、特別支援学級の児童生徒につきましては、特別の教育課程の編成が認められていることから、当該学年の普通学級で使用する教科用図書が適切でない場合につきましては、学校教育法附則第9条により、児童生徒の障害の種類や程度、能力や特性にふさわしい内容であることを考慮して、他の教科用

図書を使用することができるとされております。関係法令につきましては、別添資料の1ページ、2ページに記載しておりますが、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準につきましては、北海道教育委員会が示しております。1つ目は、文部科学省検定済教科用図書の下学年用及び同一内容の拡大教科書であること。2つ目は、文部科学省著作教科書。3つ目は、一般図書となっており、これは北海道教育委員会が作成した「平成30年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料」に登載された教科用図書の中から採択することが望ましいとされております。このうち、3つ目の一般図書については、平成30年度の採択参考資料に登載された313点の図書を別添資料の3ページ以降に記載しており、そのうち新たに追加された9点の図書につきましては、図書名の頭に★印を付けてございます。この新たに追加になった9点の図書につきましても、平成29年8月2日に開催された第1地区教科用図書採択教育委員会協議会において、採択参考資料について協議を行った結果、教科用図書として使用することが承認されております。このように今年度は先ほど採択させていただいた小学校用「特別の教科 道徳」に加え、この3つの教科用図書について、平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する図書として、採択をお願いするものです。特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法施行規則第139条により学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるとされておりますので、児童生徒の特性や状況に応じて、適切なものを各学校が決定するものいたします。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、議案第4号について事務局からご説明がありました。何かご質問等ございますか。

(門馬委員) 参考資料の4ページから9ページまで、数多くの図書名があげられていますが、★印は平成30年度に新たに使用するために加えられたものということですが、その一方で使われなくなる教科用図書はあるのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) はい。発行されなくなった教科書等もございまして、去年と比較すると削除されている図書もございまして。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) よろしいですか。他に質問等ございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、議案第4号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第4号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第5号 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について

(鎌田教育長) 次に議案第5号「平成29年度全国学力・学習状況調査『北海道版結果報告書』への市町村別結果の掲載に係る同意について」事務局から提案をお願いいたします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第5号「平成29年度全国学力・学習状況調査『北海道版結果報告書』への市町村別結果の掲載に係る同意について」でございます。全国学力・学習状況調査における本市の結果につきましては、平成26年度以来、毎年北海道版の報告書に掲載しておりますけれども、今年度も同様に掲載することについての同意を道教委に求められておりますので、そのことについての議決を求めるものでございます。詳細は、照山指導担当参事からご説明いたします。

(照山指導担当参事) 私からご説明いたします。まず資料12ページをご覧ください。全国学力・学習状況調査は、この実施要領に基づき、文部科学省が小学校6年生と中学校3年生を対象にした「児童生徒に対する教科に関する調査」及び「質問紙調査」を、また学校に対しては「質問紙調査」を、平成19年度から実施しているものです。続きまして、調査結果の公表についてですが、資料31ページをご覧ください。資料の中ほどに、平成26年度の実施要領から、この調査の結果について、都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されました。そして、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名または当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにして公表

できるとされました。このことを受け、北海道教育委員会では市町村名を明記した「北海道版結果報告書」を作成しているところです。この度お諮りしたいことは、北海道教育委員会より同意を求められております、平成 29 年度の「北海道版結果報告書」に、石狩市の調査結果や取組を掲載することについてでございます。なお昨年度は、平成 28 年 8 月の石狩市教育委員会会議においてご承認いただき、石狩市の結果が平成 28 年度の「北海道版結果報告書」に掲載されております。石狩市教育委員会といたしましては、今年度も小中学校の設置管理者として、調査結果を様々な角度から分かりやすく公表することにより、学校・家庭・地域・行政が地域の学力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の学習状況の改善に取り組むことが重要であることから、北海道版の結果報告書に結果の掲載依頼に同意することをご提案するものでございます。具体的な掲載事項につきましては、資料 33 ページ以降に例が示されておりますのでご覧ください。33 ページの様式を基本フォーマットとして、34 ページから記載されているデータ例を参考とした分析結果を掲載する形で作成され、市町村教育委員会の意向を踏まえて成果が表れているデータや市町村の取り組みの特色が表れているデータなどを掲載していくと示されております。なお、ページ数につきましては各市町村につき、それぞれ小学校分 1 ページ、中学校分 1 ページであり、昨年と同様の考え方による公表となります。公表の時期につきましては、11 月を目途に予定しているとのことです。以上、「平成 29 年度全国学力・学習状況調査『北海道版結果報告書』への市町村別結果の掲載に係る同意について」、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

(鎌田教育長) ただ今、提案のありました議案第 5 号につきまして、説明がございました。ご質問等がございましたらお受けしますが、いかがでしょうか。今年で 3 年目ということで、今後、本市の細かいデータ等につきましては、道教委と協議しながら決めていくこととなりますので、その内容について決まりましたらお知らせするというところでよろしいでしょうか。もし他に質疑等が無ければ原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 5 号につきましては原案どおり可決いたしました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に日程第3 教育長報告を議案といたします。お手元に資料をお配りさせていただいております。この中で私から1点、報告させていただきます。8月27日の「第1回厚田ふるさと平和・文学賞表彰式」についてです。今回1回目の表彰ということで、それぞれエッセイ部門の愛猿記賞と、短編小説部門の子母澤寛文学賞、それぞれの部門での表彰でありましたが、初の大賞は、「愛猿記賞」のみで、子母澤寛文学賞につきましては見送られることとなっており、すでに3回開催されている「厚田アクアレル水彩画展」と交互の表彰という形になっていくと思います。この日は表彰式の後、記念シンポジウムが行われました。以上、補足のご報告とさせていただきます。このほかに何か委員の皆様からご質問等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 7月27日の「学校体育ベースボール型授業研究会」について教えてください。

(照山教育指導担当参事) この「学校体育ベースボール型授業研究会」は、いわゆる野球やソフトボールなどのベースボール型スポーツの授業研究として、先生を対象に研修会を実施したところです。

(鎌田教育長) 今回サマーセミナーの1講座に位置付けて実施しました。サン・ビレッジいしかりを会場に、「ボールを投げる・捕る・打つ」の基本動作を、子ども達により簡単にわかりやすく習得してもらうための動作や、正式ルールとは違ったゲーム感覚の実技などを通して、子ども達に楽しく授業をしてもらおうという指導方法についての研修が行われ、約60名が参加されました。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 2点あります。まず、8月25日の「建設文教常任委員会（現地視察）」については、花川小学校と学校給食センターを視察されたということで、当日の内容や様子などについてお聞かせいただきたいことと、8月30日の「授業改善等支援事業研修会」について、花川南中学校で行われておりますが、どのような枠組みで、どのような内容であったのか教えていただければと思います。

(佐々木生涯学習部長) 私から1点目、現地視察についてお答えします。今回は

この6月に建設文教常任委員会の委員構成が新しくなったということで、これまで学校力改善で成果を上げております、花川小学校の授業風景を参観することと、学校給食センターでは、9月から大人を対象にした給食試食会付きの食育講座を始めますので、それに先立って今回受講していただきました。私からは以上です。

(照山教育指導担当参事) 8月30日の「授業改善等支援事業研修会」につきましては、花川南地区の4校、花川南小学校、花川南中学校、樽川中学校、南線小学校を拠点として北海道教育委員会が授業改善支援を行っていくといった事業でございます。この研修会につきましては、本州から大学教授を招いて、授業についてのアドバイスをいただき、講演会を行ったというものであります。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、教育長報告につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告につきましては、了承いただきました。以上で日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 協議事項

(鎌田教育長) 次に日程第4 協議事項を議題といたします。

協議事項① 教育委員会の点検・評価（平成28年度分）について（継続協議）

(鎌田教育長) 協議事項①「教育委員会の点検・評価（平成28年度分）について」事務局から説明お願いいたします。

(安崎総務企画課課長) 私から、「教育委員会の点検・評価（平成 28 年度分）について」ですが、平成 28 年度分の点検・評価の報告書につきましては、これまで教育委員の皆様から記載内容に対するご意見等を頂戴しまして、修正等の対応をさせていただきました。これで了承をいただければ、外部評価委員会に諮る報告書として確定したいと考えております。今後は外部評価委員会からも報告書に係る意見を頂戴しますので、それを反映させることと、主要な施策の成果につきまして、決算特別委員会の終了後に差し替えまして、10 月の定例会におきまして公表する報告書といたしまして、最終決定させていただくといたします。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、説明のありました教育委員会の点検・評価につきましては、各委員と協議しながら進めてきた件でありますので、何かご質問やご意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松尾委員) これまで、細かいところから大きなところまで、ご質問やご意見、指摘等も申し上げさせていただき、非常にきめ細かくご対応いただいていることに感謝をさせていただきたいと思えます。この報告書の記載の部分に関しましては、基本的に各委員の質問や指摘等も踏まえて十分ご検討いただいたものと思っております。また、今後に向けて「こういったことはどうなのでしょうかな」といったような投げかけみたいな部分もさせていただいたつもりであります。1 年間の教育委員会の活動全体をまとめているものが報告書であるということに留意して、事務局の皆さんと検討協議できればいいなと思っております。以上です。

(鎌田教育長) ありがとうございます。他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは、他に質問等がないようですので、協議事項①につきましては了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、協議事項①につきましては了解いたしました。以上で協議事項を終了いたします。

日程第5 報告事項

(鎌田教育長) 日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項① 給食費の12月期の納期の変更について（パブリックコメントの結果）

(鎌田教育長) 報告事項①「給食費の12月期の納期の変更について（パブリックコメント）の結果について」、事務局から報告願います。

(小島学校給食センター長) 私から「給食費の12月期の納期の変更について（パブリックコメントの結果）」をご報告いたします。6月の教育委員会会議でご説明申し上げました、学校給食費の12月期納期を市税の納期との整合性を図り、平成30年度より12月28日とすることとして、市営住宅使用料、保育料とともに「使用料の12月期納期の変更について」として、7月1日から31日までの1ヶ月間、パブリックコメントを行った結果、意見の提出はありませんでした。今後は第4回定例市議会において、学校給食センター条例改正案を上程することとして準備を進めて参ります。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局からパブリックコメントの結果の報告がありました。この部分について、何かお聞きしたいことがございましたら受けませんが、何かございますか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは、報告事項①について了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①については了解いたしました。

報告事項② 市民図書館の利用に関するアンケート（案）について

（鎌田教育長）次に、報告事項②「市民図書館の利用に関するアンケート（案）について」事務局から説明をお願いします。

（清水市民図書館副館長）私から報告事項②「市民図書館の利用に関するアンケート（案）について」、ご報告させていただきます。資料の 36 ページをご覧ください。このアンケートは、平成 26 年度の石狩市民図書館ビジョンの改定にあたりまして、第 8 次図書館協議会に対して行った諮問に対し、住民調査の実施とその結果を反映したサービス改善を盛り込むよう答申を受け、現在のビジョンに盛り込んでいるところです。この度のアンケートは、開館から 17 年が経過し、開館 20 周年が見えてきた今、環境や時代の変化、それに伴う市民ニーズの変化等に対応して適切な事業展開、図書館運営を図るため、改めて現状を把握し、運営改善を行おうとするものです。なお、今回この場でご報告する趣旨についてですが、アンケートを実施する予定であることをお伝えするとともに、原案の段階で見ていただいて、委員の皆様にもご意見をいただけたらと考え、今回報告させていただいたところです。「2. アンケートの背景、ねらい」について説明いたします。市民図書館は平成 12 年の開館以来、多くの方にご利用いただいておりますが、近年、石狩市民の登録割合が下がっているという実態が確認されており、平成 27 年度に行った教育委員会の点検評価においても、外部評価委員の方から、利用登録者数の減少傾向の分析を引き続き望むというご意見をいただきました。要因としては、市民の高齢化が進んでいることで、来館が困難になったことなどが考えられますが、市民図書館では登録時に生年月日の情報をいただけないために、詳しい分析ができない状況にあります。また、図書館協議会からも市民の登録率が低いことについて、以前から改善を求められており、協議会の中で議論を重ねるうちに、本市では貸し出し冊数の制限がないために、1 枚の利用者カードで、家族分の本を何冊もまとめて借りる「家族カード化」した実態もあり、家族内の複数人の登録が不要になっているのが理由ではないかという予想がたてられているところです。貸し出しカウンターの様子をみてみますと、やはりご夫婦の場合はどちらかのカードで、ご夫婦の分を借りたり、お母さんが子どもの分を一緒に借りるといった光景がよく見られています。また、実際に貸し出し冊数も大きく下がっておらず、運営が大きく停滞しているというのは考えにくい状況です。ただ、この点にしましても、実態を把握する術が現状ではないため、あくまで予測の域を出ていない状況で、今回のアンケートで実態を分析したいと思っております。要綱に記載しておりますが、3 点に絞って設問を設定しています。まずは、「(1) 非利用者が図書館を利用しない理由について」です。シン

ブルに今利用していない市民に利用してもらうために設定しています。「(2) 利用者カードの使われ方の実態」につきましては、先ほど申しあげました家族カード化している実態を把握したいと考えております。そして「(3) 利用者の来館目的の把握」につきましては、市民図書館に来館される方は、従来の図書館のように本を借りる以外にも様々な目的で来館されていますので、どのような点が支持されているのか、市民図書館の強みについて、あらためて把握しようと考えている設問です。そしてこのアンケートの対象ですが、要綱の5にありますとおり、厚田区、浜益区を含めた石狩市全域の石狩市に住民登録のある、満20歳以上の市民2,000人としています。手法につきましては、性別、年代は均等に、居住地区は人口構成比に比例した割合で無作為抽出し、郵送による調査票の配布と回収をしたいと考えております。実施日は平成29年10月の中旬から下旬にかけての2週間を予定しています。公開はホームページを予定しております。続いて簡単にですが、アンケート内容についてご説明したいと思います。37ページ以降をご覧ください。問3では、図書館に行く目的を訊いております。従来から図書館にある設備等のほか、市民図書館にある特徴的なものを記載しています。問4は、図書館に行く理由について、問5は図書館の中で気に入っている点を訊いております。問6では、資料を借りるときに誰のカードで主に借りているかを訊く設問です。1枚の利用者カードで何冊も借りられるので自分は利用登録しないで家族のカードで借りている等の実態が掴むことを期待しております。次に、問7では図書館を利用されない方に対する設問として、以前は行ったことがあるけれども今は行っていない人という選択肢と、これまで全く行ったことがないという人の2つの種類の非利用者それぞれの理由について探るものです。問10では読書習慣に関する設問としています。続く問11は本離れが進む中で、子どもの読書推進を行うにあたっての状況把握を行うための設問です。以上、アンケートの原案の概要を説明させていただきましたが、「読書」という言葉の定義など、実施に向け詳細について検討して参りたいと考えております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から今回のアンケートに関する背景、目的、内容についての説明がありました。ご質問、ご意見等があれば受けたいと思いますが、いかがですか。

(松尾委員) 図書館の利用実態を把握すること、また、利用してくださる方を増やすことはすごく大事なことでと思いますので、進めていただければと思いますが、より大きな視点に立つと、市民のなかで読書習慣が広がっていくということもまた大きな視点ですので、この問の10に関しましては、もう少し整理もし

ていただいた中で内容について検討していただければ良いかなというふうに感じております。

(鎌田教育長) ありがとうございます。他にございますか。これは10月に実施しますので、もしまた何かございましたら、市民図書館の方にお伝えいただきたいと思います。他にご質問やご意見等はございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは、報告事項②「市民図書館の利用に関するアンケート(案)」については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②につきましては了解いたしました。

報告事項③ 第7回科学の祭典 in 石狩の開催について

(鎌田教育長) 次に、報告事項③「第7回科学の祭典 in 石狩の開催について」事務局から説明願います。

(清水市民図書館副館長) 引き続き、私からご説明いたします。お配りしているチラシをご覧ください。平成23年に始まり、今年で7回目を迎える「科学の祭典 in 石狩」を来月10日の日曜日に開催いたします。時間は午前10時から午後3時まで、例年通り子ども未来館と市民図書館で実施します。地域で活動する科学グループ「サイエンス・アイ」や藤女子大の科学サークル、石狩市校長会、教頭会、石狩教育振興会といった教育関係者、行政などから構成される実行委員会の主催により開催します。今年度の概要ですが、実験ブースが過去最多の28ブース、実験種類も38種類となり、その準備を進めております。また、子ども未来館と市民図書館前に建設中の公園が、この日に併せて一部共用開始できると聞いており、子ども達には楽しんでもらえるかと思えます。教育委員の皆様にも是非ご来場いただきたいと存じます。私からは以上です。

(鎌田教育長) 年々、多くの子ども達が来場されて、盛況になっています。内容も豊富で、前教育委員の徳田先生も頑張っておられますので、ご都合がよろしけ

れば、委員の皆様にも是非顔を出していただければと思っております。それでは、この報告事項の③についてはよろしいですね。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項③につきましては了解いたしました。

日程第6 その他

(鎌田教育長) 次に日程第6 その他を議題といたします。事務局側から何かございますか。

意見なし

(鎌田教育長) 委員の皆様から、何かございますか。

意見なし

(鎌田教育長) よろしいですか。それでは、以上で日程第6 その他を終了いたします。

日程第7 次回会議の開催日程について

(鎌田教育長) それでは、日程第7 次回会議の開催日程を議題といたします。次回につきましては、平成29年9月28日木曜日、10時00分からの開催を予定しておりますので、宜しく願い申し上げます。以上をもちまして、公開案件を終了したいと思います。非公開案件の説明員以外の方につきましてはご退席をお願い申し上げます。

【非公開案件の審議等】
14時43分～14時48分

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもって、8月定例会の案件は全て終了いたしました。これ
をもちまして、平成29年度教育委員会会議8月定例会を閉会します。

閉会 14時49分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第1号 平成29年度一般会計予算（第3号補正）について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成29年9月28日

教育長 鎌田英暢

署名委員 門馬富士子